

藤沢市学校教育相談センター条例の一部改正について  
藤沢市学校教育相談センター条例の一部を次のように改正する。

2017年（平成29年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市学校教育相談センター条例の一部を改正する条例  
藤沢市学校教育相談センター条例（平成19年藤沢市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「善行七丁目7番24号」を「朝日町1番地の1」に改める。

附 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

#### 提案理由

この条例を提出したのは、藤沢市学校教育相談センターを新庁舎に移転するため、所要の改正をする必要による。